

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和7年7月22日（火） 午前8時55分から 午前9時23分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者の職・氏名	【出席者】 松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、 千葉危機管理監、濱総務部長、紺清市民環境部長、 佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長 （担当課1） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、岩城同課政策企画係主査 （担当課2） 玄順こども・健康部次長兼保育課長、金子同課長補佐、 山守同課保育係長、白倉同課同係主査 （担当課3） 手島教育指導課長、深谷同課指導主事、 井島同課指導庶務係長 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、横田同課政策企画係主事
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	1 ガバメントクラウドファンディング活用方針（案） 2 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案） 3 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例（案）

会議資料	(議題 1) ・【資料 1】 ガバメントクラウドファンディング活用方針 (案) 概要 ・【資料 2】 ガバメントクラウドファンディング活用方針 (案) (議題 2) ・【資料 3】 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 (案) ・【資料 4】 朝霞市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の設備及び運営の基準に関する条例 (案) の概要 (議題 3) ・【資料 5】 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例制定について ・【資料 6】 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管 (保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 ガバメントクラウドファンディング活用方針（案）

【説明】

（担当課1：岩城政策企画課政策企画係主査）

ガバメントクラウドファンディング活用方針案について、資料1を使用して説明する。

ガバメントクラウドファンディングは、行政改革の取組の1つである「持続可能な財政運営」の中でも記載しているとおり、新たな財源の確保策の1つとして検討し、令和5年度と6年度に試行実施を行った。

2つの試行実施を踏まえ、今後、各部署において活用する際の参考とするため、基本的な考え方や実施手順等を取りまとめ、活用方針として策定したいと考えている。

まず、これまでの試行実施の実績について、令和5年度は、40周年を迎えた彩夏祭の花火の増発分の費用に充てるため、目標額200万円で募集を行い、令和6年度は、当初予算にて予算化した生理用品配布事業について、在庫の充実を図るために必要な物品を購入する費用として100万円を募集したもので、いずれも、目標額に達しなかったが、50%弱の寄附があった。

募集に当たって要した経費については、いずれの取組も返礼品ありの募集であったことから、寄付額の約50%の額となっているが、ふるさと納税と合算されて経費が市に挙がってくることから、正確な金額の算出が難しいとのことだった。

これら2つの試行実施を踏まえた本市における活用のメリットとしては、「本市の取組を市内外に広く周知できること」、「ふるさと納税同様、返礼品を設定することで、返礼品を通じた市内事業者支援につながること」、「市外在住者からの寄附は財源確保につながり、市内在住者からの寄附は他市への財源流出を抑止できること」が挙げられる。

一方、デメリットとしては、「クラウドファンディングではあるものの、ふるさと納税同様、返礼品により選定される傾向があり、本市は、返礼品が充実している他自治体と比較して寄附が集まりにくく、事務負担に対する費用対効果が低くなる可能性があること」、「経費が寄附額の約50%と多くかかること」が挙げられる。

次に、活用方針案の概要について、2ページ目をご覧ください。

各項目の右側には、資料2として配布した活用方針案の該当ページを記載しているので、ご参照いただきたい。

活用方針の2ページ目では、本活用方針の趣旨とガバメントクラウドファンディングの概要を記載している。

ふるさと納税は、主に返礼品から寄附先を選択するのに対し、ガバメントクラウドファンディングは、市の取組への賛同により寄附先を選択することになるので、活用効果の1つとして、財源の確保だけでなく、本市の取組を市内外の多くの方にPRできることが挙げられる。

活用方針の3ページ目からは、基本的な考え方を記載している。

1点目として、対象事業の要件について記載しており、募集に当たっては全国に広くPRすることで、多くの人からの共感を得られ、より多くの歳入が見込まれる事業が望ましく、活用に適した事業と適さない事業についてそれぞれ記載している。

2点目の運営方法については、試行実施でも利用した「ふるさとチョイス」などのポータルサイトでの募集を主とし、市ホームページ等でも合わせて周知を行う。

3点目の調達方法については、目標額に達しない場合でも返金を行わず、事業を実施する、ALL-In方式を原則とする。

こちらは、事業を実施しない場合、返金手続きの他、返礼品の返還や寄附控除の取扱いの変更など、市だけでなく、寄附者にも負担が生じることになるため、これを避けるためである。

4点目は、募集に当たっての留意点である。

募集期間は、ポータルサイトごとに設定されている期間内となる。

募集ページの作成や周知は、各募集事業の所管課にて行う。周知に当たっては、取組ごとに適した方法を検討し、特に、市外からの寄附を集められるよう工夫が必要となる。

また、寄附者へのフォローアップとして、寄附金がどのように使われたのか、募集の際に利用したポータルサイトなどで実績報告を行う。

なお、返礼品については、募集する事業ごとに、返礼品の有無を選択できる。

返礼品を設定する場合は、ふるさと納税と同じ返礼品を設定できるほか、その取組独自の返礼品を設定することも可能である。

5点目が、予算上の取扱いについてである。

寄附金は、募集を行った事業の特定財源として取り扱うため、これまで予算の不足により実施できなかった取組や、周年行事での活用など、積極的にご検討いただきたいと考えている。

目標額については、特定の取組に対する寄附であることから、寄附金を余らせることはできないため、該当事業の予算額を上回らない額を設定する。

寄附が目標額を上回った場合は、より効果的な事業が実施できるよう、事業内容を拡充するなどの対応を行う。

一方、目標額を下回った場合でも、事業を実施する必要があるため、不足額が生じる場合には、一般財源で補填することとなる。先行事例等を参考に目標額を設定する他、目標額を下回った際には寄附額に合わせて柔軟に変更できる内容とするなど、一般財源の補填が最小限になるよう工夫が必要である。

募集に当たって必要な経費として、委託料、返礼品代、送料、手数料等があるが、これらの経費については、産業振興課にて予算計上を行う。

また、実施の決定については、寄附の募集に当たり、委託料等の経費が必要となることから、通常の予算要求と同様、政策企画課における新規拡充事業の採択と財政課の予算査定を経て決定する。

活用方針の6ページ目には、主な実施手順について、例として、当初予算に経費や事業費を計上する場合の各部署における作業とその必要期間の目安を掲載している。

補正予算に計上する場合においても、おおよその流れや各作業の必要期間は同様だが、募集が年度をまたぐ場合や募集後に事業費を計上する場合など、取組によって様々であるため、実施を検討する際には、こちらの例を参考に、関係部署で調整を行う。

7ページには留意事項として、負担付寄附、割当寄附金等の禁止、返礼品についての3点を記載している。

7月10日の政策調整会議において、負担付寄附ではないことについて、その旨を募集ページに記載するだけで足りるのかとの質問をいただいたため、地方自治法第96条第1項第9号に規定されている「負担付きの寄附又は贈与を受けること」の解釈について、逐条地方自治法より引用し、追記した。

ガバメントクラウドファンディングは、寄附者により用途や条件の設定がなされるものではなく、市が提示した取組に対し、その趣旨に賛同することで行う寄附であることか

ら、確実に実施できる取組を選定することを前提に、万が一予定していた取組ができない場合も想定した上で、寄附者に誤解が生じないようにするとともに、合わせて負担付寄附ではなく、指定寄附としてお受けする旨を記載することで、解除条件が付されていない寄附であることを明確にする必要があるものと考えている。

また、県と事業者これまでの事例について問い合わせたところ、負担付寄附に該当する事例はなく、7月10日の政策調整会議においてご指摘いただいた内容については該当の事例はないとのことであった。

今後のスケジュールについては、本日の会議にて決定いただいたら、市長決裁により活用方針を策定し、その後、庁内へ周知を行う。活用については、令和8年度の新規拡充事業として提案された取組を中心に検討するほか、今年度中も適した事業があれば、随時実施したいと考えている。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「事業の所管課に全て事務を負担させるのではなく、ガバメントクラウドファンディングを担当する部署を設け、事務を集約した方がいいのではないか。」との質疑に対し、「今後、ガバメントクラウドファンディングを活用する事業が増えれば専門の部署に事務を集約する可能性もあるが、現在はそのようなことは考えていない。」との回答があった。

次に、「ポータルサイトを利用せず、市のホームページだけでも募集できるのではないか。」との質疑に対し、「市のホームページだけでも募集は可能だが、市のホームページは市民が見る機会が多いものであり、ポータルサイトを使った方が、全国の方の目に触れる機会が多くなると考えている。」との回答があった。

次に、「本市でガバメントクラウドファンディングを実施した場合、寄附を集めることはできるのか。」との質疑に対し、「県内の事例で、春日部市で新庁舎建設のための寄附をガバメントクラウドファンディングで募り、個人で2万円以上寄附をした方の寄附者名を刻印した銘板を設置するとし、5,591万6千円の寄附があった。本市でも実施の方法次第で寄附を集めることが可能だと考えている。」との回答があった。

次に、「「負担付寄附ではない」旨を記載するだけでよいのか。実質的に負担付寄附と判断される恐れはないのか。」との質疑に対し、「ポータルサイトの事業者に確認したところ、明示すれば足りるとの回答があったが、改めて確認する。」との回答があった。

次に、「新規・拡充調書を提出するということは、締め切りは8月頃なのか。」との質疑に対し、「資料に記載しているスケジュール例は当初予算に計上する事業を例として挙げているが、年度途中に開始することも可能と考えている。」との回答があった。

次に、「年度当初に予算計上する場合と年度途中に予算計上する場合があることを分かりやすいよう記載した方がいいのではないか。」との質疑に対し、「記載方法について、検討する。」との回答があった。

次に、「周知はどのように行うのか。」との質疑に対し、「ホームページでの周知や記者発表、また、議員への周知も行う。」との回答があった。

これらの質疑の結果、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）

【説明】

（担当課 2：白倉保育課保育係主査）

資料 3 と資料 4 のうち、資料 4 をご用意いただきたい。

朝霞市乳児等通園支援事業、報道などでこども誰でも通園制度と呼ばれる事業の設備及び運営の基準に関する条例の概要である。

まず、「1 経緯」についてご説明する。

児童福祉法の改正により、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を令和 8 年度から全国の自治体で実施することになる。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、市の条例で定める必要があることから、条例を新たに制定するものになる。

続いて、「2 乳児等通園支援事業の概要」である。

（1）利用対象者は、① 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもであること、② 認可保育所や幼稚園などの保育施設に通っていないこと、①②に該当するこどもとその保護者になる。

（2）利用時間の上限は、こども 1 人当たり月 10 時間である。

（3）利用料は、1 時間当たり 300 円程度と国が示しており、具体的には各事業者において設定することになる。

続いて、条例の概要である。

この条例は、国の内閣府令で示された基準をもとに、保育室等の面積の基準や、職員の数の基準のほか、実施形態の定義や食事、衛生管理など、設備や運営に関する基準を定めている。

具体的には、資料 3 のとおりだが、ここでは、主な内容を説明する。

（1）乳児等通園支援事業者の一般原則である。事業者は、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないとするものと規定している。

（2）設備の基準である。事業を行う事業所は、年齢に応じて乳児室や便所などを設けるとともに、各部屋の面積基準等を定めるものと規定している。

（3）職員の配置基準である。事業に従事する職員の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人に 1 人以上とし、その半数以上は保育士とすると規定している。

（2）（3）は、こども誰でも通園制度の専用の定員を設けて行う「一般型」の基準になる。

既存の保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」については、既存の保育所等における設備及び運営の基準に従うことになる。

続いて、「4 スケジュール」を説明する。

今年度、5 月に市内保育施設に対して意向調査を行っており、8 月には市内の保育園と幼稚園向けに説明する機会を設ける予定である。

9 月には、朝霞市議会定例会に、条例を提出する。

10月以降、事業者の募集を行い、事業者から市に認可申請を出していただき、12月頃の子ども・子育て会議で事業者の認可について意見を頂く。

その後、1月以降、令和8年度の制度開始に向けて、準備をしていく。

資料3をご用意いただきたい。

条例の構成だが、第1条から第19条まで総則的な内容となっている。

第20条で事業の区分として一般型と余裕活用型を規定し、第21条以降で一般型と余裕活用型の設備や職員などの基準について規定している。

なお、1点、政策調整会議から修正した点を説明させていただく。

10ページ、上から3行目、条例の施行日について、政策調整会議の資料では令和8年4月1日施行としていたが、公布の日から施行に修正している。

理由としては、本条例の設備運営基準をもとに、10月以降、事業者の認可を行うため、施行日を修正した方がよいことを埼玉県に確認を行ったためである。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「国から全国の自治体で義務付けられているのか。」との質疑に対し、「そのとおりである。」との回答があった。

次に、「令和8年度が実施開始の期限なのか。」との質疑に対し、「そのとおりである。」との回答があった。

次に、「受け入れ可能な保育園はあるのか。」との質疑に対し、「全ての保育施設に実施いただくものではなく、事業者を募集する。5月に意向調査を行ったところ、実施の意向を示した事業者があった。」との回答があった。

次に、「公営の保育園でも実施するのか。」との質疑に対し、「民間の事業者で募集し、枠が確保できれば公営の保育園では実施しない予定である。定員に達しない場合は、公営の保育園での実施について検討する。」との回答があった。

次に、「乳児等通園支援事業所の利用料はいくらなのか。」との質疑に対し、「国からは300円程度と示されているが、実際の利用料は各事業者が設定する。」との回答があった。

これらの質疑の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例（案）

【説明】

(担当課3：深谷教育指導課指導主事)

本条例案は、令和6年第4回朝霞市議会定例会において可決された「朝霞市教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議設置要綱」に基づき設置した

「朝霞市教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議」を、「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」と改め、附属機関に位置づけることを目的として条例化を図るものである。

附属機関に位置づける目的の理由として、主に次の2点が挙げられる。

一つ目は、これまでの指針検討会議は要綱により設置した会議体であったため、検討会議において出てきた提案について、決定・施行することができなかったという点である。

会議体が附属機関となれば、会議で協議された指針はもとより、議題に挙げた学校への事案対応に関する提案や教職員への研修内容などを附属機関として決定し、学校へ指導・助言を行うことができる。

二つ目は、令和6年第4回朝霞市議会定例会での一般質問における答弁において、要綱で設置した指針検討会議をいずれは条例化し、附属機関としていくという旨の答弁をしているという点になる。

また、名称を検討会議から協議会としたことについても、説明する。

現在、指針検討会議に参加している構成員には、指針の策定後においても、教職員による性暴力等の事案が発生した際の対応や教職員の研修について、引き続き指導・助言を頂きたいと考えている。そのことから、「指針検討会議」という指針策定のみに重きを置いた名称から、「協議会」という名称に会議体を変更した次第である。

なお、協議会における所掌事務や組織の構成などについては、指針検討会議と基本的に変更はない。

最後に、先日の政策調整会議において、指摘があった点の修正箇所について説明する。

検討会議で記載されていた「体罰」については、学校教育法において既に禁止されており、体罰のみの事案については、これまでどおり県の方針に則って懲戒処分となることに加え、先の検討会議においても体罰と性暴力の対応は分けて考えるべきであるという意見が多く出たことから、今回は性暴力に主眼を置いている。

また、それに関連して「性暴力」について、第3条でしっかりと明確化するように定義づけをしている。

また、「教職員等」についても、法の教育職員等との混同を避けるため、第3条で定義している。

会議の開催要件についても、他の条例を参考にして、第8条で過半数の出席・議事の決定について追加している。

説明は以上である。

（又賀市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「条例案は性暴力に限定しているが、体罰についての条例は既にあるのか。」との質疑に対し、「教職員については、県で懲戒処分の規程を設けている。」との回答があった。

次に、「暴力」と「性暴力」の文言では、「暴力」の方が意味の範囲が広いので、条例の題名には「暴力」の文言を使い、条文で性暴力について言及した方がいいのではないか。」との質疑に対し、「条例制定の背景として、性暴力がキーワードになっているので、大きく暴力と捉えるのは難しいと考えている。」との回答があった。

次に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」では「教育職員等」、本条例では「教職員等」との文言が記載されているが、それぞれどのような意味を持つのか。」との質疑に対し、「教育職員等」は主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師となっており、校長、教頭は含まれない。

「教職員等」には、校長、教頭を加えるほか、スクールサポーターや学習支援員、さわ

やか相談員など、学校で児童生徒と接する業務に従事する者を含めて教職員等と定めた。」との回答があった。

次に、「事案が発生した際の指導助言とは具体的にどのようなことを想定しているのか。」との質疑に対し、「事案に関係する生徒に聞き取りを行う際、心理的なストレスをかけないように聞き取りを行うための助言を頂くことや保護者、行政機関との連携に関する助言を頂くことを想定している。」との回答があった。

次に、「協議会の所掌事務として、「教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定に関すること。」としているが、いつ策定する予定なのか。」との質疑に対し、「今年度中に指針を作成したいと考えている。」との回答があった。

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】